

秋田県条例第二十一号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第三十九条第二項（基準省令第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第二項（基準省令第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十三条の二第二項、第八十二条の二第二項、第九十条の二第二項、第四百四条の四第二項（基準省令第四百五条の三及び第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百八条の二第二項、第一百三十九条の三第二項（基準省令第四百十条の十三、第四百十条の十五及び第四百十条の三十二において準用する場合を含む。）、第一百五十四条の二第二項（基準省令第四百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九十一条の三第二項、第九十二条の十一第二項、第二百四条の二第二項（基準省令第二百六条において準用する場合を含む。）及び第二百十五条第二項中「完結の日から二年間」とあるのは、「提供の終了の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。